三重県庁本庁舎厚生棟売店等運営業務委託　企画提案コンペ参加仕様書

１　事業の名称

三重県庁本庁舎厚生棟売店等運営業務委託

２　業務の目的

一般財団法人三重県職員互助会（以下「互助会」とする。）が三重県職員の福利厚生の一環として設置している三重県庁本庁舎売店等について、職員の福利厚生を増進させるため、安定した経営と良質なサービスの提供を行うことを目的に三重県庁本庁舎売店等運営業務を実施します。

３　委託業務の概要

（１）委託期間

契約の日から令和 12 年３月 31 日まで。ただし、委託業務の実施期間は令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間とします。

なお、互助会が委託業務の履行状況が良好と認める場合において、契約期間満了の６か月前までに互助会及び受託者の双方が何等の意思表示を行わない場合は、２回を限度に契約を更新することができることとします。

（２）委託業務の内容

別添「三重県庁本庁舎厚生棟売店等運営業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」とする。）のとおり

（３）運営形態

売店等の運営形態は、受託者による直営店舗とします。（フランチャイズ加盟店による運営は認めません。）

４　業務委託料

互助会から受託者に対して委託料は支払わないこととし、運営業務で生じた利益は受託者に帰属します。

※但し、受託者は業務仕様書に記載する維持管理手数料及び経費負担が生じるので留意してください。

５　参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（１）参加者資格

ア　当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）

第32条第１項の各号に掲げる者でないこと

ウ　多品目の商品等を取り扱う店舗を複数運営する小売業の事業者で、事業者が直接運営する店舗を有しており、且つ本件運営業務の実施場所と同規模で、業務仕様書に記載する販売品目・サービスを提供する店舗において過去５年間で３年以上の営業実績があること。（フランチャイズ加盟店等による応募はできません。）

（２）最優秀提案者資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと

６　スケジュール

①現地説明会への参加申込期限	令和８年11月24日（火）16時まで
②現地説明会	令和８年12月１日（火）10時～11時
③質問受付期限	令和８年12月７日（月）16時まで
④質問回答予定	令和８年12月11日（金）
⑤参加申請書及び企画提案書提出期限	令和８年12月18日（金）16時まで（必着）
⑥プレゼンテーション審査	令和９年１月７日（木） ※予備日　令和９年１月８日（金）
⑦審査結果の通知・公表予定	令和９年１月末予定

７　仕様書等の配付

（１）配付期間

令和８年12月18日（金）までの９時から16時まで（ただし、土、日、祝日等、三重県庁本庁舎の閉庁日は除く。）

（２）配付場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地　三重県庁厚生棟１階

一般財団法人三重県職員互助会事務局（三重県総務部福利厚生課内）

電　話　059－224－2803　ＦＡＸ　059－227－2313

メール　sgojokai@pref.mie.lg.jp

（３）その他

・仕様書等は三重県庁ホームページにも掲載しています。

三重県庁ホームページ：https://www.pref.mie.lg.jp/

掲載場所：県政お知らせ情報＞お知らせ情報＞企画提案コンペ等情報（公告・結果）

＞その他関連情報：企画提案コンペ公告

・郵送による配付は行いません。

８　現地説明会

（１）現地説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（別紙１）に必要事項を記入のうえ、上記７（２）の場所に持参、郵送、ＦＡＸ又はメールで申し込んでください。（申込期限：令和８年 11 月 24 日（火）16 時まで）

なお、ＦＡＸ又はメールで申込みを行った場合は、互助会あてに必ず受信確認を行ってください。

また、参加人数は１者につき２名までとしてください。

（２）現地説明会への参加者は、実施日（令和８年 12 月１日（火））の９時 50 分に、一般財団法人三重県職員互助会事務局までお越しください。現地説明会では資料は配付しませんので、必要な資料は各自持参してください。

（３）現地説明会では質問は受け付けません。下記９「質問受付」に従って質問を行ってください。

（４）企画提案コンペへの参加に当たり、現地説明会への参加は必須としませんが、現地の状況を確認のうえ、企画提案コンペに参加されたものとして取り扱わせていただきますのでご注意ください。

９　質問受付

（１）本業務及び企画提案コンペに関し質問がある場合は、質問書（別紙２）に記入のうえ、上記７（２）の場所に持参、郵送、ＦＡＸ又はメールで提出してください。（受付期限：令和８年 12 月７日（月）16 時まで）

なお、ＦＡＸ又はメールで提出した場合は、互助会あてに必ず受信確認を行ってください。

（２）質問に対する回答は令和８年 12 月 11 日（金）までに、上記７（３）記載の三重県ホームページに掲載します。（準備ができ次第、随時掲載します。）

（３）質問内容は、原則として当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算など内容等に関する質問は受け付けません。

10　参加申請書及び企画提案書等の提出

（１）提出方法及び提出期限

企画提案コンペに参加を希望する場合は、下記（２）の提出書類を期限までに、上記７（２）の場所に持参又は郵送で提出してください。（メールやＦＡＸでの提出は不可）

持参の場合は、三重県庁の開庁日の９時から 16 時までに持参してください。郵送で提出する場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付するとともに、互助会に電話し、到達確認を行ってください。

【提出期限】

令和８年 12 月 18 日（金）16 時（必着）

※提出期限後の変更、差替え、再提出は認めません。

（２）提出書類

①　企画提案コンペ参加申請書（様式１）　１部

なお、下記の参加資格に係る書類を添付すること。

【法人の場合】「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、提出日以前の３か月以内証明日のもの。写し可）

【個人の場合】「身分証明書」（身元証明書。本籍地市町村長証明のもので、提出日以前３か月以内証明日のもの。写し可）及び「成年後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」（法務局発行のもので、提出日以前３か月以内証明日のもの。写し可）

②　委任状（様式２）　１部

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合のみ

③　法人概要書（様式３）　１部

なお、直近３年間の事業報告書、収支決算書、損益計算書、貸借対照表、財産目録又はこれに準ずる書類を添付すること。

④　上記５（１）ウの条件を満たすことが分かる書類　１部

⑤　企画提案書　７部（正本１部　副本６部）

【留意事項】

・様式は任意ですが、別紙「参考様式」に掲げる項目は必ず記載してください。

・用紙サイズはＡ４版を基本し、両面印刷（長辺綴じ）、カラー印刷としてください。用紙の縦・横は問いません。文字サイズは 11 ポイント以上を基本とします。

・表や図がある場合は別資料とすることも可とします。

・企画提案書にはページ番号を付けるなど、分かりやすいようにしてください。

・企画提案書は表紙、目次を含め 30 頁以内としてください。（表や図を別資料とした場合、その枚数も含めます。）

11　審査の実施

提出された企画提案書等について、「三重県庁本庁舎食堂等及び売店運営業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」とします。）において審査し、最優秀提案者を選定します。

（１）第１次審査（適否評価）の実施

提案者が５者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等により書類審査を実施します。審査の結果は全ての提案者に速やかに通知し、第１次審査により落選となった提案については、第２次審査を実施しません。

・第１次審査実施日　令和８年 12 月 22 日（火）

（２）第２次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。詳細については、提出された企画提案書等に記載された連絡先へ事前に連絡します。

なお、プレゼンテーションへの参加人数は２名以内とします。

・実施日時　令和９年１月７日（木）
※提案者が多数の場合は、予備日（令和９年１月８日（金））に実施することがあります。

・実施場所　三重県津市広明町 13 番地　三重県庁内又は周辺会議室

・実施方法　対面又はオンライン
※オンラインを希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出てください。

・その他　プレゼンテーションは提出済みの企画提案書等のみを用いて行うこととし、異なる資料での説明や資料の追加は認めません。プレゼンテーションでの説明と提出済みの企画提案書等の内容が異なる場合は、提出済みの企画提案書類等に基づき、審査を行います。
また、パソコンやプロジェクター等の電子機器の使用（パワーポイント等のスライド投影を含む）は認めません。

（３）評価項目及び評価内容

次の項目により、企画提案書等を総合的に評価します。

評価項目	評価内容	配点
規模･実績等	・営業を継続できる経営基盤、規模、実績はあるか	15
運営業務に対する基本方針	・応募理由が明確で意欲が認められるか ・福利厚生施設として適した運営方針で、会員の高い満足が見込める内容か ・衛生管理体制や緊急時対応の体制は整っているか ・環境に配慮した取組は行っているか ・従業員への教育・訓練体制は整っているか ・維持管理手数料の考え方は適当か　等	60
商品､サービス等に関する計画	・取り扱う商品・サービスは県庁売店として適当か ・商品の品目が充実し、魅力あるものとなっているか。価格設定は適当か。 ・提供するサービスは利用者が使いやすいものとなっているか　等	50
運営体制に関する計画	・店内レイアウトは動線に配慮した利用しやすいものであるか ・混雑時を想定した計画を行っているか ・適切な人員体制を取っているか	25

	・多様な決済方法の利用が可能か　　等	
県事業への協力、独自提案等	・県産品の販売や県事業の普及等に積極的に取り組む姿勢はあるか ・独自提案は現実的で効果が見込めるものか ・障がい者支援等社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか　　等	20
企画提案書の形式等	・企画提案書等の形式や提出方法は、指定した内容を満たしているか	5

12　最優秀提案者の選定結果

選定結果は、令和９年１月 29 日（金）までに通知するとともに、三重県のホームページに掲載します。

13　最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者は、別途通知する期限までに次の書類を提出してください。

①消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（その３　未納税額のない証明用）の写し（所管税務署が選定結果通知日から過去６ヶ月以内に発行したもの。「(その３の２)」又は「(その３の３)」でも可)

②三重県内に本支店又は営業所を有する事業者にあっては、「納税確認書」の写し（三重県の県税事務所が選定結果通知日から過去６ヶ月以内に発行したもの）

14　契約方法に関する事項

最優秀提案者と互助会が提案された内容に基づき協議し、業務に係る仕様を確定させるとともに、別添契約書案に基づき契約条項を協議・決定した後に契約を締結することとします。契約書は２通作成し、双方記名・押印のうえ各１通を保有することとします。

15　監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

16　企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17　反社会的勢力の排除

（１）互助会は、受託者（受託者が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含みます。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいま

す。以下同じ。）に該当し、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとします。

ア　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

イ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

エ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

オ　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）互助会は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとします。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　この業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて互助会の信用を棄損し、又は互助会の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

（３）受託者は次の各号に定める措置を講じなければならず、互助会は、受託者がこれに反した場合には、この契約を解除することができるものとします。

ア　受託者は、受託者又は受託者の下請若しくは再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含みます。以下「関連契約者等」とします。）が（１）に該当しないことを確約し、将来も（１）又は（２）の各号に該当しないことを確約するものとします。

イ　受託者は、その関連契約者等が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除の措置をとらなければならなりません。

ウ　受託者は、受託者又はその関連契約者等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約者等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を互助会に報告し、互助会の捜査機関への通報及び互助会への報告に必要な協力を行なわなければいけません。

（４）互助会が（１）から（３）の規定によりこの契約を解除した場合には、受託者に損害が生じても互助会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また解除により互助会に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償するものとします。

18　その他

（１）企画提案に要する費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しません。

（２）その他定めがない事項については互助会の諸規定に基づきます。